

神明南町会だより

卒業・入学・就職などを迎える

春はもうすぐそこに近づいています

この1年間、新型コロナウイルス感染拡大のもと、1月7日に発令された「緊急事態宣言」(2月7日まで11都府県に拡大)以降、これまで以上の外出自粛や感染予防に、町会員各位も努力されていることと思います。この困難を乗り越えるには、引き続き一人ひとりが徹底した感染症対策に対する強い意志が欠かせません。国・自治体では、今後、春先に向けてワクチンの接種に向けた準備も進んでいる状況です。日々の健康管理を含め気を引き締め頑張っていきましょう。

寒い冬の季節。2月に入り春一番に咲く寒桜、蟠梅や梅の花・福寿草なども見ごろを迎えます。近場では大谷田公園内の梅園内には約16種類・約110本の梅が咲き誇ります。開園期間は1/22～3/21(午前8時45分～午後5時)、散歩がてら鑑賞に値する場所といえます。また、花畑川の雪見橋兩岸の河津桜(16本)や芝桜も満開時には道行く人々を和ませてくれます。不要不急の外出自粛のもと、ストレス・運動不足解消に3密回避・マスク着用でいかがでしょう。

「新型コロナウイルス感染症」関連情報

本号では、区発行の「あだち広報」1/25号の掲載記事からいくつかを再紹介していきます。

1、水道料金・下水道料金の支払いを最長1年間延長

対象＝新型コロナウイルス感染症の影響により、水道・下水道料金の支払いが困難になった法人・個人……………(水道料金・下水道料金の支払いを最長1年間猶予します)

申込期限＝3月31日(水)まで

申込・問い合わせ先＝東京都水道局お客様センター 電話 5326-1101

2、ひとり親世帯臨時特別給付金支給

対象＝新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変し、直近の収入が下がり、年間収入見込み額が児童扶養手当の収入基準を下回るようになったひとり親の方など

内容＝1世帯5万円、第2子以降一人につき3万円(基本給付額)、申請期限＝2/26まで

※ 詳しくは、区のホームページをご覧ください。

※ 問い合わせ先＝親子支援係 電話 3880-5883

咳や発熱などコロナウイルスへの感染が心配な時、まずは電話でご相談を

①かかりつけ医がいない方

※ 足立区発熱電話相談センター（平日 午前9時～午後5時）、電話 3880-5747

※ 東京都発熱相談センター（毎日、24時間） 電話 5320-4592

②かかりつけ医がいる方…かかりつけ医へ事前に電話で相談のうえ、受診。

休日で休診の場合は、足立区医師会館（電話 3880-1866）または、同東部地域（電話 3629-7881）の休日診療所（日曜日、祝日、午前10時～11時30分/午後1時～3時30分）におかけください。

子どもの就学費用貸付（応急小口資金）

対象=令和3年4月現在、子どもが小学生～高校生で、世帯の収入が一定基準以下の保護者
内容=子どもの就学費用（制服・ランドセル代など）の貸付 ※ 収入状況などによる貸し付け審査があります。連帯保証人は不要。すでに応急小口資金を利用中の方も申込できます（滞納がある方を除く）。詳しくは、区のホームページをご覧ください。お問い合わせ先=債権係 電話 3880-5731

確定申告の時期です

税金の申告が始まります。足立税務署からの「お知らせ」チラシは現在、回覧中。申告書作成会場の開設は2月16日（火）から3月15日（月）まで、足立税務署（足立区千住旭町-21、電話 03-3870-8911（代））では、申告書の作成・提出は、コロナウイルス感染防止の観点からも自宅からの e-Tax（国税庁ホームページ）の利用を勧めています。また税理士による無料申告作成相談が佐野地域学習センター（2/4～5日）、足立区役所（2/8～16日）で実施となっています。住民税（特別区民税・都民税）の申告（2/8～3/15）は区役所へ、所得税・復興特別所得税（2/16～3/15）・消費税（受付中～3/31 まで）・贈与税（2/1～3/15）の申告は税務署となっています。

オーム真理教に対する団体規制法の観察処分期間が更新されました

公安審査委員会は、1月6日、オーム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）に対する7回目の観察処分更新（2月1日～3年間）を決定しました。署名にご協力いただきました皆さん、有難うございました。 お問い合わせ先=反社会的勢力対策担当 電話 3880-5838

「区民交通傷害保険」の受付開始

自転車による交通事故が多くなっています。足立区では「区民交通傷害保険」の受け付けを開始しています。保険期間=4月1日～令和4年3月31日、対象=4月1日現在、区内在住・在勤・在学の方、申し込み=区内のゆうちょ銀行・郵便局・金融機関（銀行/信用金庫/信用組合/労働金庫/農協）で保険料を納付、申込期間=2月1日～3月19日。

お問い合わせ先=交通対策課推進係 電話 3880-5912

神明南町会だより 令和3年2月号（第137号） 発行・編集責任者 徳丸省一